

# 目次

序—『神奈川県史』から木簡研究へ……………4

## I 古代の木簡

1 古代相模の木簡とその意義—小田原市千代南原遺跡木簡の位置づけ……………14

補論 居村木簡と古代の放生会・饗宴—山下信一郎・笹生衛各講演のコメント……………37

2 下曾我遺跡と出土木簡……………45

3 千代南原木簡と古代地域史—千代南原遺跡と出土木簡の意義……………62

4 奈良県石神遺跡出土の「諸岡五十戸」木簡……………78

## II 郡家・寺院・祭祀

5 南武蔵と大和王権……………88

6	相模国高座郡家の世界―郡家の成立と郡家域の景観―	99
7	古代相模の地方寺院と首長―茅ヶ崎市下寺尾廃寺をめぐって―	134
8	木製祭祀具と古代の祭祀・郡家	149
	―神奈川県寒川町小出川河川改修関連遺跡群出土の木製祭祀具―	

### Ⅲ 地域史像と渡来文化

9	古代の相模国―郡家・国府をめぐる地域史像―	160
10	古代東国の渡来人と渡来文化―地域の交流と変革と―	185
11	古代・中世の神奈川と朝鮮文化	208
12	地域史と地域博物館の役割―現状と課題、次のステージ―	227

あとがき

# 相模の古代史

## 序 —— 『神奈川県史』から木簡研究へ ——

## 一 相模古代史の研究の論点

神奈川県域は、かつての相模国と武蔵国の一部(南西部)を合わせて成り立つ。その地形は、西の山地、中央の平地、東の丘陵部、南の半島から成り、きわめて複雑である。その歴史も古代にあつてはおよそ相模川の流域、酒匂川の流域、鎌倉およびその付近の地にそれぞれの政治勢力があつたとされ、単一的ではない。

神奈川県域の大半を占める相模の古代史研究を総括し、その高い到達点を示す通史として、一九八一年刊行の『神奈川県史 通史篇Ⅰ 原始・古代・中世』(神奈川県)を何よりも先に挙げなければならない。県史以前の石野瑛『神奈川県史概説』上(図書出版社)や中丸和伯『神奈川県史』(山川出版社)に代表される概説書ないし啓蒙書にも古代の相模についての記述があり、それぞれ特色を有しているが、県史はなしうる限りの史料を収集して活用し、考古学を含む先学の研究成果をも参照して、地域史にありがちな偏頗性をまったく払拭して、従来の類書をはるかに凌ぐ、客観的かつ標準的な通史となっている。

主として文献史料による相模および武蔵の古代について、同書の総説は次のように記している。

五世紀の半ばごろまでには、毛人五十五か国は、ヤマトの大王に統合され、その勢力下に入る。ヤマトの大王に抵抗した首長は討滅され、服従した首長はそのまま旧来の地位を承認されて国造の号を与えられる。国造はその子弟をヤマト大王の親衛隊として提供して、服従の証とした。こうした過程で、県土には、相武国造、師長国造、無邪志国造が成立する。県下の無邪志国造の版図は、国造家の内紛の際、ヤマト大王の後援によって勝者となった無邪志国造から、ヤマト大王に献上されて屯倉（大王直轄領）となる。その経緯は不明であるが、県土の東部にあたる三浦半島も、鎌倉別と称する大王家の一族によって支配された大王家直轄領となった。

大王家の国家統一は、五〜六世紀の間にいよいよ進み、やがて大化二年（六四六）の大化改新によって、中国の隋唐の国制を導入して、これまでの国造制を廃止して、全国に国郡制を布くことにした。これによって、県土に相模国八郡、武蔵国三郡（武蔵国は二十一郡であるが、県土に入る地域は三郡である）が成立した。県土における二国の十一郡は、江戸時代に相模国に津久井郡が分置されて九郡となつて、そのまま明治の郡県制にひきつがれ、一九二一年（大正十）郡制廃止まで、その機能を果たした。このことは、大化改新にはじまる国郡制による全国支配体制の強固さを物語るものである。

支配体制の強固さは、地方と中央との連繋の強さでもある。八九世紀には、支配者層の必要から多くの資料がつくられ、のこされ、それによって地方の国勢がかなり明らかになる。各種の資料からの推算によれば、県土の人口十三万二千四百四十人、水田一万二千九百二十町歩となる。

しかし、全国一率的な支配体系の外に、東国には、その地域に特種<sup>マ</sup>な苦役があつた。防人役と征夷役である。ともに八〜九世紀の、東国農民固有の苦役であつた。この苦役は、東国に武士がおこる大きな要因となつた。

東国固有の苦役下にもかかわらず、古代における県土の文化は、意外に浸透した。なかでも防人歌人と、東大寺初代別当良弁と、初代天台座主義真が県土の出身者であること、県土に遺存する平安仏が九十体に及ぶことは、

注目されるのである。また、大伴家持、田辺福麻呂などの万葉歌人や、在原業平・源重之・乙侍従相模などの平安歌人が、県土に來住したことの文化的意義も注目したい。

県史はさらに八〜九世紀、奈良時代前後の歴史の流れを大きく、時に細かく述べるのであるが、今そのなかから二、三の論点を取り挙げることによって、相模古代史の研究状況を考えてみたい。

まず大化改新と相模国の成立の關係である。大化二年(六四六)の改新詔の信憑性については議論があるが、この時点で、全国を天皇中心に治めるといふ中央集権体制の樹立が宣言され、それにそくして国郡制への編成替えが行なわれ、相模国も天武四年(六七五)一〇月の文献上の確かな国郡の初見(『日本書紀』)までに完了してたとされる。

この記述は旧來の通説に基づくものであるが、日本史全体のスケールのなかに相模の古代史において、相模の国郡里制の成立を把握するという姿勢をみることができる。ただしここでは、改新詔の数多くある批判的解釈のうち、近江令・淨御原令への言及はないとしても、養老令(『大宝令』)の条文を転載して作文したとの説をも排して、この詔に新しい国家体制の基本方針が示されたことは否定できないとの一つの立場を選択することを前提にしている。

この点は、古代史研究における史料の制約性にかかわるとはいえ、史料の解釈に見解の相違がある時、どの途を選ぶかは史実の認識、歴史像の復元の上に決定的な差を生じることには大きな注意を払わなければならないであろう。しかし例えば、地方行政区画の単位となる里制(五十戸制)の実態は近年、飛鳥などの各地での出土木簡や法隆寺系幡墨書銘の発見によつて、大化頃に近接する時期まで遡及して検討できるようになっており、県史の説がやがて相模側の史料に出現によつて裏づけられる可能性をもっているのである。

次に相模の国府(国衙)の所在地をめぐっては、何度も移つてゐるため、その先後や位置について多くの議論がかかわられている。